

議案第24号	三田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
国保医療課	出産育児一時金について、現在暫定措置として4万円引き上げているものを、平成23年4月1日から恒常措置化するに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。
<p>【改正趣旨】 出産に係る被保険者等の経済的負担を軽減し安心して出産できるようにするため、健康保険法施行令に規定する出産育児一時金の支給額が、平成21年10月1日から平成23年3月31日（1年半）までの出産について、暫定措置として4万円引き上げられているものを恒常措置化することが予定されているため、本市においても同様の対応を行うため三田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する。</p> <p>【関係法令】 健康保険法施行令第36条</p> <p>【改正内容】 出産一時金の額の変更（第11条関係）</p> <p>【現行】 出産一時金38万円（35万円＋3万円（産科医療補償制度分））→条例第11条で規定 経過措置分（平成21年10月1日から平成23年3月31日まで）38万円に4万円上乗せした42万円→付則第3項で規定</p> <p>【改正案】 現行経過措置で4万円上乗せしているものを条例本則に明記（35万円を39万円に改正）することにより、恒常措置化する。</p> <p>【施行期日】 平成23年4月1日</p> <p>【経過措置】 この条例による改正後の三田市国民健康保険条例第11条の規定は、この条例の施行の日以後の出産育児一時金について適用し、同日前の出産育児一時金については、なお従前の例による。</p> <p>【予算措置】 平成23年度予算要求額 37,800千円</p> <p>【議案年度】 平成23年度議案：本会議5日目議決</p>	